平成23年第3回基山町議会(臨時会)会議録(第1日)										
招集年月日	平成23年7月15日									
招集の場所	基山町議会議場									
開閉会日時 及び宣告	開会	平成23年	三7月15日	9 時 30分			轰 長	後藤	信 八	
	閉会	平成23年7月15日		10時2分		分請	& 長	後藤	信 八	
応 (不応)	議席 番号	氏	名	出席等 の 別	議席 番号	•	氏	名	出席等 の 別	
招議員及び	1番	神前	輔行	出	8番	大	Щ	勝代	出	
出席並びに	2番	久 保	山 義 明	出	9番	片	Щ	一儀	出	
欠席議員	3番	牧 薗	綾 子	出	10番	묘	Ш	義 則	出	
	4番	木村	照 夫	出	11番	林		博文	出	
出席13名	5番	河 野	保 久	出	12番	松	石	信男	出	
欠席0名	6番	重松	一徳	出	13番	後	藤	信 八	出	
	7番	鳥 飼	勝美	出						
会議録署	名議員	5番	5番 河 野		保 久 6		番 重 松 一		徳	
職務のたる出席した者			8局長) 賀 敏 夫		孫長) 鶴 田 しの <i>込</i>		(書記) 寺 﨑 一		一 生	
地方自治法	町	長	小森	純 一						
第121条に	第121条に 総 務 課 長 小 野 龍 雄									
より説明の 税務住民課長 重松俊彦										
ため出席										
した者の										
職氏名										
議事	日程		別紙のとおり							
会議に付し	た事件		別紙のとおり							
会議の経過 別紙のとおり										

会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 第40号議案 基山町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第4 基山町農業委員会委員の推薦について

~午前9時30分 開会~

〇議長(後藤信八君)

ただいまの出席議員数13名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしま した。

これより平成23年第3回基山町議会臨時会を開会します。

日程第1 会議録署名議員の指名

〇議長(後藤信八君)

日程第1.会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、河野保久議員と重松一徳議員を指名します。

日程第2 会期の決定

〇議長(後藤信八君)

日程第2. 会期の決定を議題とします。

お諮りします。会期は、本日1日間と決するに異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(後藤信八君)

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定しました。

日程第3 第40号議案

〇議長(後藤信八君)

日程第3. 第40号議案 基山町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長(小森純一君)(登壇)

皆さんおはようございます。

議員の皆様方には、大変御忙しい中に臨時議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。それでは、平成23年第3回臨時会提案理由の説明を申し上げます。第40 号議案基山町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。これにつきましては、固定資産評価審査委員会委員の任期が平成23年8月21日までとなっており、今回、基山町大字園部263番地4 松野英喜氏を選任いたしたくご提案するものでございます。 2ページに松野氏の履歴書を記載いたしております。昭和33年4月より株式会社大島組に入社され、平成10年12月同社を退社され、平成12年4月より第1区区長代理、平成18年4月より第1区区長に就任され、平成20年8月より固定資産評価審査委員会委員に選任され現在に至っております。固定資産評価審査委員会委員として適任者と考えご提案をいたしております。なお、任期は3年間となっております。どうぞご審議賜りご同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

〇議長(後藤信八君)

町長の提案理由の説明が終わりましたので、ここで本案に対する質疑を行います。 質疑ございませんか。

重松一徳議員。

〇6番(重松一徳君)

何点か質問しますけれども、昨年、固定資産の審査委員の選任について鳥飼氏を選任しました。その後、12月議会でしたか服巻氏の辞任に伴って天本氏を選任しまして、今回、松野氏が上がってきているわけです。基山町の評価審査委員会は3名で構成されているということで、一つは委員会ですので委員長は今言いました3名の中で誰がされているのかという問題、それと昨年も質問したわけですけども、平成9年からこの審査委員会にかかっているのは、苦情処理を含めて3件だったというふうに言われているんですね。そうすると実質的にこの審査委員会がまああまりされていないのかなと言う気がするんですね。これは当然、中立公平の立場で納税者からのきた部分の苦情ないしいろんな疑義等について公平な立場で中立的な立場で当然審査されるわけと思うんですけども、あまりそれが町民に知られていないと。それともう一つは基山町の町税約23億ぐらいのうち固定資産税、約半分くらいが固定資産税なんですね。基山町大変やっぱり土地にしても建物にしても固定資産税高いわけですけども今から先、特に高齢者の一人住まい持ち家があると所得に関係なくて固定資産税がかかってきますのでどうしても払えないという問題が今から先発生するんではないのかなと心配もしているわけですけどもこういう問題に関わる固定資産審査委員会としての役目ですね、この辺について勉強不足で分かりませんので説明をお願いいたします。

〇議長(後藤信八君)

税務住民課長。

〇税務住民課長 (重松俊彦君)

ただいまの重松議員の質問ですけど、まず委員長はどなたかということですが、今回選任していただいております松野委員でございます。先前日ですね、固定資産評価審査委員会を開会しまして平成23年度の委員長を選任したところでございます。それから審査件数が3件ということでなっておりますが、これは主に評価替えの年、3年に1回ですね評価替えの年があるんですがそのときが多いんですけども逆に審査申し出が委員会が開会されていないというのは逆に言えば喜ばしいことであって不服がなかったと。あくまでも審査委員会にですね申し出が上がるのは価格に対しての不服です。だから価格以外については申し出することはできません。そういうことになっております。それから、例えば高齢者になられて固定資産税は所得がなくても払わなければならないと、これはご存知のように税金については納税の義務がありますからこの税金がかからなくなるということはありません。一応町でも減免規定とかありますけど、これについては災害の減免とかですね、例えば生活保護とかそういう所得者に応じて減免が生じてくるのであって普通の方については減免規定はありません。この固定資産評価審査委員会については、税金を払えない払えるという問題については関係ないとなっております。以上です。

〇議長(後藤信八君)

重松議員。

〇6番(重松一徳君)

松野氏が審査委員会の委員長ということでそれに対して不服があるわけではありません。 先ほど言いましたように この3名がですね、なかには、鳥飼氏のときにも言いましたけど、 鳥飼氏、審査委員会委員の経歴は長いんですね。職業として家屋調査士もされているという ことで、当然私は鳥飼氏が委員長だったのかなというふうに思っております。3人の中で合 議のなかで松野氏がなられたんだろうと思います。そのときの討論の中味がわかれば教えて いただきたいと。松野氏がなった理由ですね。それと先ほど関係ないんだと納税の問題とは ですね。確かに3年に1度評価額の見直ししたときに不服等があればということがあるんで すけども不服がある方はいっぱいいらっしゃるんですね。特に勤労の時はそんなに苦しくは なかったけど年金収入になってですねいきなり、例えば国民健康保険から仕事やめてからな ればですね、もともと給与から天引きされてた部分を自分が実際に払う段階になってこんな に高いのかと思いがあって、特に固定資産税についても高いという話を私聞くんですね。納 税の問題についてこの審査委員会は関係がないと言われましたけど、もしこの納税の問題点 ですね特に固定資産税についてはどこに言えばいいんですか。もうひとつは固定資産の評価 審査委員とは別に固定資産評価員というのがありますね。これとの違いはいったいどこです か。

〇議長(後藤信八君)

税務住民課長。

〇税務住民課長 (重松俊彦君)

まず評価員の件ですけども評価員については地方税法と税条例にも規定しますように固定 資産評価審査委員会の中に評価員を一人置くとなっております。例えば税務住民課の固定資 産の担当とか職員については評価補助員と言う資格を与えられております。そういうメンバ 一で構成をしています。あと不服ですね、不服といいますか税金が払えない人はどこへ行っ たらいいかということですけどもこれについては、税金の場合、納付の方法については納付 相談を税務住民課で受け付けはしております。ただ税金がですね先ほど言いましたように減 免規定にそぐわないときはそういうのはありませんので、例えば納税の方法とかをですね分 割納付、固定資産税は4期に分かれていますので、例えば10回で払うことは出来ないかと か納税相談で協議させていただいております。委員長の選任については、委員さんの中で互 選でやっております。今回は推薦で松野委員さんお願いしますという二人の委員さんからの 推薦で互選でなっております。以上です。

〇議長(後藤信八君)

いいですか。他にありませんか。

片山議員。

〇9番(片山一儀君)

前からおやりになっているようですが、固定資産評価審査委員の松野氏の経歴を見ると区長さんですね。区長は規則で区長の任務が決まっているんですけども感覚的にその地域における役割、それから特別職の地方公務員という位置づけになっていますね。そこが法的にあるいは道義的に兼職をすることをどのようにお考えになっていますか。

〇議長(後藤信八君)

税務住民課長。

〇税務住民課長(重松俊彦君)

地方税法の中で第425条の中で固定資産評価審査委員会委員の兼職の禁止という規定が

あります。その中にですね、なれないかたについては、例えば国会議員及び地方団体議会の 議員それから地方団体の長、農業委員会の農地部会委員それから固定資産評価員となってお ります。兼職の規定にあってないということで、今回は現職の区長さんになっておりますが 松野さんを選任さしていただいているところであります。

〇議長(後藤信八君)

片山議員。

〇9番(片山一儀君)

課長は法的な中にも道義的な面もあるんですが、今私法的な面と道義的な面を聞いたんで すよね。道義的な面は課長から答えられないと思うんで町長のお考えを聞きたい。

〇議長(後藤信八君)

町長。

〇町長 (小森純一君)

道義的にやはり区長はなるべきでないというようなお考えのようでございますけど、私は 別に区長がなっても道義に反するというような感覚は持っておりません。

〇議長(後藤信八君)

片山議員。

〇9番(片山一儀君)

前回、私は20年ですか賛成にたったと思います。今回も賛成に立ちますけどもなるならない、反対しているという意味ではないんですよ。町長は道義的なですね区長という地域の方々にいろいろ関わりあるわけですよね。そういう方を道義的にどうお考えかと言うことをお聞きしたんであって、私は賛成とか反対とか言っているわけじゃないですね。誤解のないように。道義的にも全然問題ないよとお考えなんですね。

〇議長(後藤信八君)

町長。

〇町長 (小森純一君)

私は、そういう感覚でございます。

〇議長(後藤信八君)

他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(後藤信八君)

ないようですので、第40号議案に対する討論を行います。討論される方おられませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(後藤信八君)

ないようですので、討論を終わります。第40号議案を採決します。

ここでお諮りします。

採決の方法は投票によって決するに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(後藤信八君)

御異議なしと認めます。よって、採決の方法は投票によって行うことに決しました。 この採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖をお願いします。

[議場閉鎖]

〇議長(後藤信八君)

ただいまの出席議員数は13名でございます。

ここで会議規則第31条第2項の規定により開票立会人に河野保久議員と重松一徳議員を 指名します。

ここで投票上の注意をいたします。同意票は○、不同意票は×、白票は否とみなします。 投票用紙を配布します。

〔投票用紙配布〕

〇議長(後藤信八君)

投票用紙の配布漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(後藤信八君)

配布漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

[投票箱点検]

〇議長(後藤信八君)

異状なしと認めます。

一番議員より順次投票をお願いします。

[投票]

〇議長(後藤信八君)

投票漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(後藤信八君)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。開票立会人は立会いをお願いします。

[開票]

〇議長(後藤信八君)

投票結果を報告します。

投票総数 12票

有効投票 12票

無効投票 0票

有効投票中

同意票 12票

不同意票 0票

よって、第40号議案は原案に同意することに決しました。

ここで議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

日程第4 基山町農業委員会委員の推薦について

〇議長(後藤信八君)

日程第4 基山町農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

町長のあいさつを求めます。

町長。

〇町長(小森純一君) (登壇)

農業委員会委員の推薦についてでございますが、みなさんご承知いただいておるとおりで ございます。農業委員会委員の任期が7月19日までとなっております。もうすでに公選の 8名の方については決定をいただいております。本日の臨時会におきましては、議会推薦の 方をご推薦いただきますようお願い申し上げるところでございます。以上でございます。

〇議長(後藤信八君)

お諮りします。

基山町農業委員会委員の議会推薦は3名と決するに御異議ございませんか。 片山議員。

〇9番(片山一儀君)

農業委員会法4名以内議会推薦となっております。基山町のですね農業委員全部で13名、その内2名は農協とか決められているようですけども、11名中ですね27%を議会が推薦するってのはね13名中でいくと23%ですよね。それだけ議会が推薦するっていうのは如何なものかと思うんですが、今回どうってことはないんですけど、これはやはり検討しなければいけない。普通だったら有識者という定義も明確になっていないんですね。明確な定義もされてなくて3名も多数議会から推薦するっていうのはね要するに湧水池を作っているみたいなものなんですね。農業委員の公選における。要するに公選漏れを議会から推薦すればいいというシステムは基山町代々やってきてるんじゃないか。本来これだけの人員だったら1名、多くても2名、普通だったら1名ぐらいの議会推薦だったら意味も分かるけども、なかなかこれはやはり一度議論しなければいけないんじゃないかと意見を申し上げておきたいと思います。

〇議長(後藤信八君)

他に御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(後藤信八君)

御異議なしと認めます。

よって、議会推薦は3名と決定しました。

議会推薦候補者名簿を配布します。しばらくお待ちください。

[議会推薦候補者名簿配布]

〇議長(後藤信八君)

ただいまより討論を行います。討論される方ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(後藤信八君)

ないようですので、討論を終結します。

お諮りします。本件は人事案件でございますので、農業委員会委員の推薦については投票 を以って決するに異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(後藤信八君)

御異議なしと認めます。

よって投票を以って決することに決定いたしました。

議場の閉鎖はもうよろしいですか。推薦の投票でありますので公選投票ではありませんか ら。議場はそのままにしときます。

ただいまの出席議員数は13名であります。農業委員の推薦は3名でございます。したがって投票用紙には無記名で3名までの連記をお願いします。

これより投票用紙を配布します。

〔投票用紙配布〕

〇議長(後藤信八君)

投票用紙の配布漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(後藤信八君)

投票用紙の配布もれなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

[投票箱点検]

〇議長(後藤信八君)

異状なしと認めます。

それでは、一番議員より順次投票をお願いします。

[投票]

〇議長(後藤信八君)

投票漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(後藤信八君)

投票漏れなしと認めます。

これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により河野保久議員と重松一徳議員の立会いをお願いします。

〔開票〕

〇議長(後藤信八君)

投票の結果を報告します。

投票総数 12票

有効投票 12票

無効投票 0票

白票 0票

有効投票中

西依義實さん 12票

原 國昭さん 12票

森 一則さん 12票

よって、農業委員会委員の議会推薦については、 西依義實さん、原 國昭さん、森 一 則さんに決定いたしました。

以上をもちまして平成23年第3回基山町議会臨時会を閉会します。

~午前10時2分 閉会~

基山町議会会議規則第120条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

基山町議会議長 後藤信 八

基山町議会議員 河 野 保 久

基山町議会議員 重 松 一 徳